

福岡最賃審第494号

令和4年10月6日

福岡労働局長

安達 栄 殿

福岡地方最低賃金審議会

会 長 平 木 真 朗



福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月17日付け福岡労発基0817第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間987円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月10日

令和4年10月6日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿

福岡地方最低賃金審議会
福岡県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 中野 由美子

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月17日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間987円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月10日

令和4年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和4年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	○ ^{つる} 鶴 ^{りえ} 利絵	弁護士
	◎ ^{なかの} 中野 ^{ゆみこ} 由美子	社会保険労務士
	ひらき ^{しんお} 平木 ^{真朗}	西南学院大学 商学部 准教授
労働者代表委員	^{にしむら} 西村 ^{わたる} 渡	日産労連 九州・中四国地域本部 副本部長
	^{はまさき} 濱崎 ^{たけひろ} 健泰	トヨタ自動車九州労働組合 書記長
	^{よしむら} 吉村 ^{じゅんじ} 淳治	全日本自動車産業労働組合総連合会 福岡地協 議長
使用者代表委員	^{おだ} 小田 ^{のりかず} 礼一	日産自動車九州株式会社 人事渉外部 人事課長
	^{つばね} 坪根 ^{けんたろう} 謙太郎	トヨタ自動車九州株式会社 人財開発部 労政室長
	^{よしおか} 吉岡 ^{ひでき} 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である